

入札説明書

重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事（第3期）

8文保第6号

令和8年5月

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所

入 札 説 明 書

重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事（第3期） にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築一式工事に登録を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の一般建設業の許可又は、第15条の規定による登録業種工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 入札公告に記載する競争入札参加意向申出書の提出日、入札執行時点（郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日）及び競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

2 競争入札参加意向申出書の提出

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加意向申出書（別記様式1）を下記により提出し、競争入札参加意向申出書受理書の交付を受けなければなりません。

(1) 入札参加意向申出書の提出

- ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時
- イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所
- ウ 提出部数 1枚
- エ 提出方法 郵送又は持参。期限内に到着したもののみ有効
- オ その他 入札参加意向申出書が期限内に提出された場合、競争入札参加意向申出書受理書を交付します。

※入札公告第3に定める参加意向申出書提出締切日の翌々平日の午後5時までにFAXで受理書を送付しますが、郵送したにもかかわらず、FAXが届かない場合、下記にお問い合わせ下さい
(午後5時15分まで)。

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係
電 話 0742-27-9865

3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書及びその添付資料(以下「申請書及び資料」といいます。)を下記によって持参により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時
- イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所
- ウ 提出部数 各1部

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- エ 申請書及び資料の差し替え並びに再提出は認めません。
- オ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式2により作成してください。
- カ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(エ)のとおりとし、次に従い作成してください。

(ア) 工事实績を記載した書面

入札公告第2の4に掲げる実績を1件以上、別記様式4-1(必要に応じ様式4-2)に記載してください。当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(コリンズ)」に登録されている場合は、**施工実績がわかる設計書・仕様書等の写しを添付してください。**登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合は協定書)、設計書及び仕様書等の写しを提出してください。

これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」(様式4-2)を提出してください。民間発注工事の場合は、実施を証明することのできる書類を添付してください。(当該様式の1~4の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。)

(イ) 配置予定技術者の資格等を記載した書面

入札公告第2の5に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を別記様式5に記載してください。

監理技術者等が2つの建設工事を兼務する場合（建設業法第26条第3項第1号、第2号）又は営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼務する場合（建設業法第26条の5）は、下記ダウンロードページに掲載している様式を添付してください。

（様式ダウンロードページ）<https://www.pref.nara.jp/68427.htm>

(ウ) 現場代理人報告書

別記様式6に記載のうえ、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

(エ) モラルに対する決意を記載した書面

モラルに対する決意を記載した書面は別記様式8により作成してください。

(3) 申請書及び資料の作成説明会

実施しません。

4 入札書の提出及び開札の日時、場所

(1) 入札書は郵便により提出すること。

郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、工事名、工事番号及び入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書と工事費内訳書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長あての親展として、入札公告第3に定める期日までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到着したもののみが有効です。

<送付先> 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長

(2) 開札の日時 入札公告第3に掲げる期日

(3) 開札の場所 入札公告第3に掲げる場所

5 入札方法等

(1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 入札の無効

1に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において1に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

7 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内ですべてのものが入札した場合には、そのうち最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とします。

(2) (1)のうち、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、開札に引き続き、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

8 技術者の配置

落札者は様式5に定める資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置するものとします。

9 現場代理人の配置

落札者は様式6に定める資料に記載した現場代理人を当該工事の現場に配置するものとします。

10 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

また、落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、下記ダウンロードページに掲載している様式により、入札公告第8の6に記載の契約を担当する部課等へ通知してください。

（様式ダウンロードページ）

<https://www.pref.nara.jp/27102.htm>

11 電子契約の可否

可とします。電子契約を希望する場合は、別記様式9に記載のうえ、落札決定の日から遅滞なく電子メールにより提出してください。

12 手続における交渉の有無

無

13 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

14 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

電 話 0 7 4 2 - 2 7 - 9 8 6 5

電子メール bunkazj@office.pref.nara.lg.jp

別表 1

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	<p>① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</p> <p>② 建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称する者</p> <p>③ 建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</p> <p>④ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤ 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥ 建設業法による第二次検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑦ 建築士法による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p>

(様式1)

競争入札参加意向申出書

年 月 日

奈良県 地域創造部
文化財保存事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号 _____

連絡先ファクス番号 _____

令和8年5月11日付けで公告のありました 重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事（第3期） 8文保第6号 に係る競争入札について、入札への参加を申し込みます。

・建設業の許可の状況

許 可 番 号	許 可 年 月 日	許可を受けた建設工事の種類

(様式2)

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

連絡先電話番号

連絡先ファクス番号

令和8年5月11日付けで公告のありました 重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事（第3期） 8文保第6号 に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

・建設業の許可の状況

許 可 番 号	許 可 年 月 日	許可を受けた建設工事の種類

・奈良県建設工事等競争入札参加資格（この工事に関するもののみの記入してください。）

資 格 業 種	

添付書類

1. 入札公告第2の表中4に定める施工実績を記載した書面（様式4-1）
2. 入札公告第2の表中5に定める配置予定技術者の工事従事実績等を記載した書面
(様式5)
3. 入札公告第2の表中6に定める現場代理人報告書（様式6）
4. モラルに対する決意を記載した書面（様式8）

(様式4-2)

工 事 施 工 証 明 願

当該工事発注機関の長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

奈良県発注の「重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事（第3期） 8文保第6号」について入札参加資格申請をするにあたり、その参加要件である元請実績を証明するため、下記工事の施工実績について証明願います。

記

1 工 事 名

2 施工場所

3 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 契約金額 円

5 工事規模・内容（詳細に記載）

工 事 施 工 証 明 書

上記について証明する。

令和 年 月 日

当該工事発注機関の長名

印

(様式5)

配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

項目 (該当に○)	主任技術者	監理技術者
氏名	(年齢 才)	
所属 (会社名・部署名)		
採用年月日	年 月 日	
法令による免許等	[交付番号]	年交付
	[交付番号]	年交付
工 事 経 歴	工事名	
	発注者	
	施工場所	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	契約金額	円
	受注形態	
	工事概要	
	工事種別	
従事役職		

※受注形態は単体又は共同企業体の別を記載するとともに協定書の写しを添付してください。

※3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付して下さい。また、資格・免許等があればその写しを添付して下さい。

※工事概要についてはできる限り詳細に記入してください。

(完成・引き渡しの完了したもののうち、できるだけ最近の工事实績を記入してください)

※監理技術者等が2つの工事現場を兼務する場合(建設業法第26条第3項第1号、第2号)又は営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼務する場合(建設業法第26条の5)は、下記ダウンロードページに掲載している様式を添付してください。

(様式ダウンロードページ) <https://www.pref.nara.jp/68427.htm>

(様式6)

現場代理人報告書

氏名	(年齢 才)
所属 (会社名・部署名)	
採用年月日	年 月 日

※3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付して下さい。

3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類

下記の書類のうち、いずれかの写しを添付してください。

1. 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）
2. 住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 技術職員名簿（経営事項審査申請書類）
5. 商業登記簿謄本の役員名簿欄
6. 源泉徴収票
7. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
8. 雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の写し

マイナンバー法等の一部改正により、健康保険被保険者証による3ヶ月以上の雇用関係の確認は令和7年12月1日までとします。

また、マイナ保険証、資格確認書および資格情報のお知らせについても同様に確認書類には該当しません。

モラルに対する決意

- 1 建設業法を遵守すること。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守すること。
- 3 その他建設業者として遵守しなければならない法律及び手続きについて誠実に
対応すること。
- 4 暴力団又は暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、県又は警察へすみ
やかに届け出ること。

我々は、上記の1から4までについて、誠実に取り組んでおり、今回の競争入札
参加申請に当たっても、これらを遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(様式9)

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名(業務名、工事名等)

重要文化財 宇奈多理座高御魂神社本殿 保存修理工事(第3期) 8文保第6号

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】※不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス			
氏名		役職	

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

※フリーメールアドレスはお控えください。

※利用するメールアドレスについては、外部からのメール<クラウドサイン: support@cloudsign.jp >を受信できるよう設定をお願いします。

【留意事項】

- 電子契約を希望する場合は、**本書を「Word形式」のまま提出してください。**
- 入札公告等で指定する方法により、提出してください。なお、落札決定前に提出する場合、提出のあった本書は**落札者のもののみ有効**として取り扱いますので、ご了承ください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等